

議案第 5 3 号

市道路線の変更について

道路法第 1 0 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり変更する。

令和 6 年 5 月 3 1 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

変更路線

認定番号	路線名		起 点	終 点	摘 要
4 1 3 3 9	板屋北在家線	変更前	加太北在家字 小出 6 0 9 4 番 2 地先	加太北在家字 小出 6 0 9 4 番地先	国道の区域 変更に伴う 路線の変更
		変更後	加太北在家字 小出 6 0 9 4 番 2 地先	加太北在家字 小出 6 0 9 3 番 3 地先	

提案理由

市道路線の変更について、道路法第 1 0 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。